

小規模事業者持続化補助金を活用して販路開拓しませんか？

小規模事業者が直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃金引上げ、インボイス導入等）等に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取り組み等の経費の一部を補助するものです。

■対象者 商工会地域の小規模事業者

■補助率・補助上限額

類型	通常枠	特別枠			
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率	2/3	2/3 (赤字事業者は 3/4)	2/3		
補助上限	50万円	200万円			100万円

■特別枠について

賃金引上げ枠：賃金を地域別最低賃金より+30円以上とした場合 ※赤字事業者は、補助率を3/4に引き上げ、加点を実施

卒業枠：常時使用する従業員を増やし、小規模事業者の従業員数を超えて規模を拡大する場合

後継者支援枠：事業承継を行う予定があり、新たな取組を行う後継者候補としてアトツギ甲子園のファイナリストに選ばれた場合

創業枠：「特定創業支援等事業」による支援を過去3年の間に受け、かつ、過去3年の間に開業した場合

インボイス枠：令和3年9月30日から令和5年9月30日の間で、免税事業者から新たにインボイス発行事業者に登録した場合

■応募締切

第10回 令和4年12月上旬 / 第11回 令和5年2月下旬

10月1日から雇用保険料率が変わります！

令和4年10月1日から、労働者負担・事業主負担の雇用保険料率が変わります。

労働者負担分の雇用保険料について、変更後の雇用保険料率で控除額を計算するのは、「10月1日以降に賃金締日の到来した賃金から」となります。その場合、変更前の9月30日までの期間と変更後の10月1日以降の期間が含まれている場合がありますが、10月1日以降に締日の到来した賃金についてはすべて変更後の雇用保険料率で計算することになりますのでご注意ください。

例) 15日締め同月25日払い⇒10月25日支払の賃金から変更後の雇用保険料率を適用

25日締め翌月5日払い⇒11月5日支払の賃金から変更後の雇用保険料率を適用

月末締め翌月10日払い⇒11月10日支払の賃金から変更後の雇用保険料率を適用

令和4年10月1日から適用の雇用保険料率

負担者 事業の種類	①	②		①+② 雇用保険料率	
	労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率		雇用保険二事業 の保険料率
一般の事業	<u>5/1,000</u>	<u>8.5/1,000</u>	<u>5/1,000</u>	<u>3.5/1,000</u>	<u>13.5/1,000</u>
9月30日まで	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	<u>6/1,000</u>	<u>9.5/1,000</u>	<u>6/1,000</u>	<u>3.5/1,000</u>	<u>15.5/1,000</u>
9月30日まで	4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000
建設の事業	<u>6/1,000</u>	<u>10.5/1,000</u>	<u>6/1,000</u>	<u>4.5/1,000</u>	<u>16.5/1,000</u>
9月30日まで	4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

令和4年10月1日より、
兵庫県最低賃金は時間額 960 円に改定されます！

最低賃金は、労働者を使用するすべての事業場、及び、正社員やアルバイトなどの雇用形態にかかわらず、すべての労働者に適用されます。求人票の賃金や従業員へ支払っている賃金が、最低賃金を上回っているかどうか今一度確認しておきましょう。

詳しくは、兵庫労働局労働基準部賃金室（078-367-9154）または労働基準監督署にお問合わせください。

令和4年兵庫県最低賃金

価格高騰で更に32円引上げ

時給額
960円

令和4年10月1日労働分から適用

アルコールチェックの義務化について

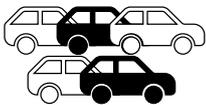
飲酒運転は未だ深刻な問題となっており、企業は従業員の飲酒運転を防止するため徹底した対策を講じる必要があったため、令和4年3月31日までは緑ナンバーの車両を持つ企業を対象としていたアルコールチェックが4月1日以降は白ナンバーの車両を持つ企業にも義務化されました。当初、10月以降は、「アルコールチェッカーによる酒気帯び確認」が予定されていましたが、機器の供給が間に合わないことから当分の間延期されることとなりました。義務化となるスケジュールは未定ですが、対象条件に当てはまる事業所は確実な実施に向けての準備を行う必要があります。

対象条件



乗車定員が11名以上の
自動車を1台以上所有

または



乗車定員に限らず
5代以上の自動車を所有



※自動二輪車は1台を
0.5台として計算

また、左の対象条件に当てはまる事業所は、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として安全運転管理者を選任し届け出ることが必須となり、安全運転管理者には下記の業務が義務化されます。

令和4年 4月1日施行	<input checked="" type="checkbox"/> 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより 運転者の酒気帯びの有無を確認すること <input checked="" type="checkbox"/> 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること
令和4年 10月1日施行 (延期)	<input checked="" type="checkbox"/> 運転者の酒気帯びの有無の確認を アルコール検知器を用いて行うこと <input checked="" type="checkbox"/> アルコール検知器を常時有効に保持すること

安全運転管理者の制度に関するご不明点は、
兵庫県警察のホームページをご覧ください。警察署へお問合わせください。



経営個別相談会のご案内

市川町商工会では会員事業者を対象に、労働法制、税制度、民法等の制度改正等による諸課題への対応や、販路開拓や生産性向上に向けた取組みについて、中小企業診断士、社会保険労務士の専門家による個別相談会を開催しております。それぞれの事業者に合わせた多種多様な相談に対応します。この機会にぜひご利用ください。

- 【開催日】毎月6日程度
※開催日についてはお問合わせください
- 【対応時間】9時～12時、13時～16時
※1回につき2時間まで
- 【お申込】事前予約制
- 【専門家】荒木慎吾氏（中小企業診断士）
小野暁子氏（社会保険労務士）

※新型コロナウイルスの感染防止対策として、検温・消毒のほか、マスクの着用をお願いいたします。
また、感染拡大の状況により、やむを得ず中止する場合がございます。
※「Zoom」を使用したりリモート相談にも対応しています。

市川町商工会では、5月1日から10月31日まで夏のエコスタイルを実施しています。

<各種お問合せ>

〒679-2315 神崎郡市川町西川辺 163-1

TEL：0790-26-0099 FAX：0790-26-0674



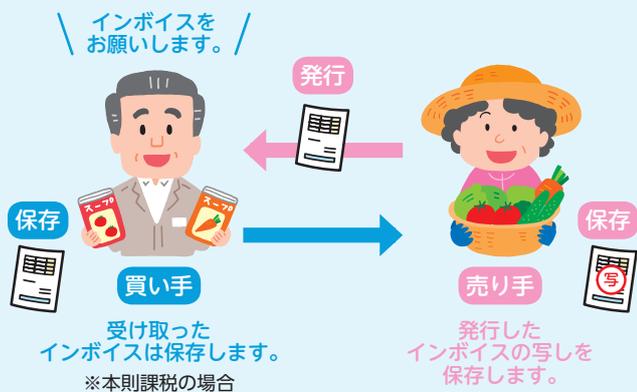
「一目でわかる！」 インボイス 発行・登録 どうする？

ほとんど
全ての事業者に
影響が
あります！

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。登録申請はもう始まっています。

インボイスって何？

インボイスは、取引のときに、売り手が発行する登録番号が入った請求書などの書類（適格請求書）です。買い手はインボイスを保存していないと、消費税の仕入税額控除を受けられません*。



どんな請求書なの？

現在の「区分記載請求書」に、インボイス登録番号、適用税率、適用税率ごとの消費税額の3つを追加記載したことになります。

■ インボイス（適格請求書）

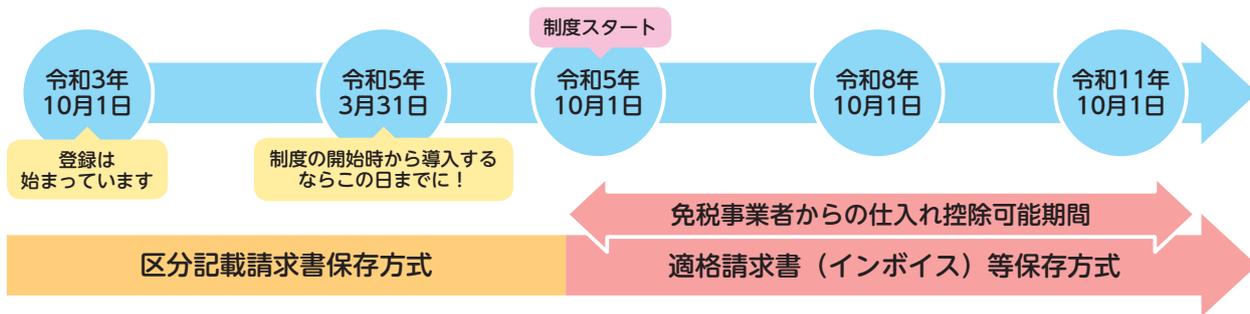
請求書	
令和5年8月31日	インボイス登録番号
(株) ○○○御中	(株) ▲▲▲(T1234-...)
●年●月分	
●月▲日 ▲▲▲▲	3,300円
●月■日 □□□□	21,600円*
●月▼日 ▼▼▼▼	13,200円
合計	116,560円
10%対象 55,000円	内税 5,000円
8%対象 61,560円	内税 4,560円
※は軽減税率対象	

適用税率

適用税率ごとの消費税額

導入までのスケジュール

インボイス発行事業者になるには税務署への登録が必要です。制度開始時から導入するには、令和5年3月31日までに登録をすませる必要があります。（困難な場合、令和5年9月30日まで登録が猶予されます）



免税事業者からの仕入控除

インボイス導入後は、原則として免税事業者との取引では仕入税額控除はできません。

ただし、当初6年間は、一定割合を仕入控除できます。区分記載請求書等の保存と、経過措置の適用を受けることを記載した帳簿の保存が必要です。

当初3年間
令和5年10月1日～令和8年9月30日

80%
控除可能

次の3年間
令和8年10月1日～令和11年9月30日

50%
控除可能

令和11年10月1日以降

できません



登録するかどうかは選べる？

免税事業者については、事業者ごとに「登録するかどうかを判断する」こととなりますが、下のチャートのような選択肢が考えられます。自分に当てはめて、フローチャートでチェックしてみましょう。

登録しない場合には、自社の取引にどのような影響があるか、あらかじめ考えておく必要があります。



フローチャートでチェック！

YES →

NO →

現在、消費税の課税業者
消費税を申告納税している

(本則課税・簡易課税)



登録申請
必要

取引相手は
事業者が中心

取引相手は
一般消費者のみ

(領収書を必要としない)

登録するか選択する

現在、免税事業者が、登録するかどうかの判断基準は次の3点です。

- 取引先との関係
- 売上高の減少の可能性
- 消費税の納税額

登録申請
不要

登録する場合、
2つの選択肢があります

売上が1,000万円以下であっても、
インボイス発行事業者になると消費税の納入義務が生じます。

登録しない場合、
免税事業者のままいることも可能

本則課税

売上高に対する消費税額から
仕入にかかる消費税額を差し引
いて納税する消費税額を算出し
ます。

簡易課税

売上高に業種に応じたみなし
仕入率をかけて、納税する消費
税額を算出します。仕入時に支
払った消費税額は影響しません。



詳しくは、冊子版「一目でわかる！インボイスの手引き」をご覧ください。